時事新報

墨西哥條約

我日本帝國と墨西哥合衆國との間に締結したる修好通商條約は意よ去る十七日を以て公布せられたり此條約は昨年十一月三十日米國華盛頓ゑ於て我全權委員陸奥宗光氏と墨國全權委員エム ロメロ氏とゑて記名調印し我皇帝陸下幷に同國大統領の批准を經て本年六月中華盛頓ゑ於て交換濟となり今回ろの發布を見るに至りたるものなり條約文は總て十一條ゑして其條項は曾て本紙上に米國新聞紙より譯出したる大意に異ゐらず純然たる對等條約にして從前我國と諸外國との條約に見る能はずして獨り今回の條約ゑ特色を添へたるものは內地住居と法律裁判の二個條ありとす即ち其第四條ゑ日本皇帝陸下へ本條約前條ニ依リ日本國ニ渡來スル墨西哥國人民ニ附與シタル特權ノ外茲ニ此條約ニ記載セル數個ノ條款ニ對シ別ニ同國人民ニ許與スルニ皇帝陸下ノ領地內及ヒ其所屬地各所ニ入來シ又ハ滯在居シ同所ニ於テ寨屋倉庫ヲ借受ケ又ハ總テ正業ニ屬スル天產物、製造品及ヒ各種商品ノ卸賣若クハ小賣營業及ヒ其他一切合法ノ職業ニ從事スルノ特權ヲ以テス

とあり又其第八條に

日本國又ハ其領海ニ來ル墨西哥合衆國ノ人民及ヒ船舶ハ日本國又ハ其領海ニ在ル間ハ墨西哥合衆國及ヒ其領海ニ到ル日本皇帝陸下ノ臣民及ヒ船舶カ墨西哥國ノ法律及ヒ其裁判管轄ニ服從スルト同樣日本國ノ法律ヲ遵奉シ且ツ其裁判管轄ニ服從スヘキモノトス

とあり此二個條は從前各國との條約面には絕えて見ざる所ゑして我國ゑて所謂治外法權の例に依らず外國人をして我法律裁判ゑ服從せしむるの端を開きたるものは實に此條約に在りと謂ゑ可し又輸入稅の事に至ては其第七條ゑ

墨西哥合衆國ノ天產物及ヒ製造品ヲ日本國ニ輸入シ又ハ日本國ノ天產物及ヒ製造品ヲ墨西哥合衆國ニ輸入スルトキハ他ノ外國ノ產出若クハ製造ニ係ル同種類ノ物品ニ對シ現ニ賦課シ若クハ將來賦課スヘキ輸入稅ニ異ナルカ又ハ之ヨリ多額ノ稅ヲ賦課スルコトヲカルヘシ云々

とあり今日我國に於ける諸外國より輸入する物品の[illegible]ゑして改ひるゐみと能はざるときは假令へ墨西哥ゑて我日本產の貿易品ゑ課するの稅率高くして我國ゑて[illegible]より輸入する貿易品ゑ課する割合に異ゐるとゐる[illegible]約面ゑ於て之と如何ともす可らず此一事に至りて比べ[illegible]しく對等の地位を失ふが如き感あるゑわらずと雖[illegible]は此の條約の欠典にあらずして從來諸外國との[illegible]生じたる結果なれば漫に怨む可らず之を專[illegible]の墨西哥條約は文面上對等の權利を有するの[illegible]ゑ於ては之を稱して完全なるものと云はざるを得[illegible]國ゑて我政府は從外國に對して條約改正の[illegible]判を開き[illegible]二の大國中ゑは既に我申出を承諾したるものもゐる由ゑて隨て世間には其改正の箇條に就て議論少からず或は之を贊成し或は之に反對し我輩も亦[illegible]述せしことゐれども[illegible]

[illegible]

[illegible]

きは勿論、外交の局に當る人々も亦此心を以て其事に從ひかりそめにも苟且偷安の念ゐる可らず今度の談判の詳細は我輩の知る能はざる所なれども一日も早く今の諸外國との條約をして此墨西哥條約と同樣ならしむるの時に到着せんみとは我輩が國民一般と共に希望する所なり

雜報

○豫防工費の支出談案　京都府より大坂府下淀川沿岸の琵琶湖疏水豫防工費に關しては種々議論ありて大坂府の人民は屢々同工費の請求をゐす抔兎角折合付ざりしが右に關し去十九日午前八時より第三回の京都市會を開く筈にて中村同會議長より各議員へ夫々左の議案を配付したるよし

本年三月上下京聯合區會に於て評定せる琵琶湖疏水工事ゑ關し大坂府下ゑ要する豫防工費中要水吐口改修工費金七萬四千九百三十九圓を三萬圓とゐし國庫の補助を仰ぐ儀は採用不相成に付更に大坂府に結約し時價に基き費額を訂正し六萬千三百十四圓三十錢とし本年冬季に於て之を該府に交附するものとす併し同市ゑては歳入の源に乏しき爲め既に市債若しくは附加稅を新ゑ起したるより種々歎願ゑ及ぶものさへある折柄尙ほ六萬餘圓を支出するは如何にも府民の負擔に苦しむ所なればとて北垣府知事は自から率先して右の中へ千圓の寄附をなしさるが聞く所に依れば該工費に就ては種々の物論あり且つ市民の負擔に輕からざる內情もあれば市內の輿論に關せず市會の意向を問はず唯原案執行と確定し居るも內心快からざる所もあればとて府廳の屬僚と共に應分の寄附金をゐし一は以て工費の一分を補ひ一は以てんとの微志なりとかゑて其寄附金は各官吏の等級に割附け知事は千圓、書記官、警部長、收稅長等奏任の人々は月俸一箇月分、月給四十圓以上のものは給額四分一、十二圓以上三十圓以下のものは五分一、十二圓以下の月給は月賦にて六箇月間に納めしむる都合の由ゐるが屬僚中には種々の評說議論あるよし京都よりの報

○審議拂下の請願　今度越前舊福井藩主松平侯より審議拂ひ下の義を陸軍省へ願ひ出てたる由にて不日其の許可あるべしと云へり

○軍樂隊募集　海軍省にては呉鎭守府へ今度軍樂隊を設置するに付來る九月上旬より樂手六十名を新募するよし

○陸軍醫學校落成　陸軍醫學校にては富士見町へ校舍新築中の處此程落成に付き生徒五六十名を募集する筈ゑ又獸醫學科をも設置するよし

○富山縣下に於る改進黨政談演說會　去る十三日同縣下碓波郡鱒岡町ゑ於て開きたる改進黨政談演說會ゑは亂暴ゐる聽衆夥しく場內に入込み居りて無暗に演說を妨害したるが爲め出席辨士十三人の處僅かに五人登壇したるのみにてゐれども十分說ち盡ゐるゑ出來ず臨監の警官も大に制止に盡力したれども餘り甚しき騷ぎとなり五席目の辨士山田一郎氏に至りて正ひを得ず解會したりと云ふ

○萬國[illegible]會　東京學林學校教授田中宏氏は今般歐洲へ渡航の途を以て佛國巴里府に於て開設の萬國[illegible]會公[illegible]を以て佛國へ列席の儀を見[illegible]會せられ[illegible]も同會に來る九月二日より向一週間開會する筈ゑ[illegible]は義に株主の總會[illegible]社と大坂の支社と分離する事に決したるより同株主は今二十二日ゑでゑ東京大坂[illegible]れゑても適宜の方へ申込む事とゐりしが今日迄に東京の本社へ申込たるは八千九百四十株にて尙ほ本支社へ申込ざる株數は凡四千株もゐる由又右結丁の上は來る八月上旬頃東京の本社にて株主の總集會を開くといふ又去る十八日大坂發の報ゑ據れば十五日迄ゑ大坂支社に申入れたるは大坂市內及び京都和歌山九州等よりの分合せて四千株許りゑゑ本社方へ申込の數を加ふるも總株數ゑ達せざれば何れ繼りの付たる上は大坂方の委員長粟谷品三氏は直に上京して支社の株數に應ずる財產を受取り歸坂の上直に臨時株主總會を開くよしと見ゑたり

○建碑の企　地租改正事業に從事して後租稅局長ゑて累選したる故市川正寧及文部大丞たりし後商業社會ゑ入りて株式米商兩會社の頭取に推撰されたる故小松彰の兩氏は共ゑ信州松本の出身にて兩氏とも既ゑ黃泉の客たりしに兩氏の人望餘德は今に舊松本藩人の忘れざる處にして今度同國出身の重立たる東京人は兩氏の爲め信州松本に建碑の企あり舊藩主戸田康泰氏及辻新次渡邊國武等の人々も贊成して有志者より義捐金を募るよしゐるが假事務所は麴町區飯田町六丁目廿二番地波多野敬氏方にて申込期限は本年十二月迄なりと

○診察專務鈴木醫院　と云へるは醫藥分業の趣意を以て今度神田小川町一番地醫師鈴木辰海氏の新設したるものにて患者を診察して藥方書を與へ隨意の藥舖に到り調劑せしむる仕組にして診察料も至て廉く初診五錢次診三錢ゐるよし

○蝦蟇發見　兵庫縣淡路國三原郡下灘村地先海面ゑ於て蝦蟇發見の事を聞き及び同縣官吏浦木弘氏は同村に至り實視せしに右は愛知縣三河國渥美郡田原町前田又平氏が讃岐地方馬刀貝調査の爲め當春出張し歸途該地ゑ到り蝦蟇の如何を試驗せしゑ意外の良品を得たるに依り村民と約して採取の事に着手し即ち沿海四箇村に係る場所ゑて本年五月十日より同八月九日迄九十日間採取する事となしたるが五月十一日より六月二十三日迄の生蝦數量七百十三貫目平均一貫の肉九二十匁にして就中大ゐるものは一個凡五十匁のものゐり又蝦蟇の區域は潮崎村より東宇野村ゑ至る凡五里の間にして陸地を去る一丁內外の場處、深さ凡五尋以內なりと

○京都の株式、米商兩會所　京都の株式取引所にては去る十五日第九回の株主總會を開き本年上半季間の營業報告をなしたるが其利益配當は年三割四分の割定にて引續き今度移轉したる同所の新築家屋は買入るゝか賃借入るゝかゑ就き議事を開きしが營業期限も來る廿四年六月なれば先づ借賃く事とし次ゑ市稅に充る爲め豫備として手數料改正の件を議せしが格別の議論もなく賣買金高五十圓未滿一萬分の二十四、五十圓以上七十五圓未滿一萬分の廿二、七十五圓以上百圓未滿一萬分の廿、百圓以上百五十圓未滿一萬分の廿八、百五十圓以上一萬分の十六（但し證據金未入中の轉賣、買戻の分に限り手數料本賣十分の三を減す）を徵收する事に改めたるよし又京都米商會所ゑても十五日株主總會を開きしが利益の配當は年六分の割合ゑて次で株式取引所と同樣市稅の爲め仲買手數料を改正せんとの議もゐりしが折角案件付きたる案先なれば倉々議決せらるる時は雜收金より支出し尙ほ不足ゐれば繰越金を以て補充し一切仲買人ゑは負擔せしめざる事に決したりといふ

○九州鐵道會社　十日筑前博多[illegible]總會を開き支[illegible]ゑては創業の[illegible]ち唱へたるが[illegible]込ざる爲め其[illegible]引受さするゑ[illegible]日までに一株[illegible]其高は一口十[illegible]るとゐり

○大嶋の初漁　大嶋に於て初め[illegible]したるよし

○車夫鐵道線路　陽鐵道會社の[illegible]の閲近迄進行[illegible]云ひつゝ列車の[illegible]其仔細を聞く[illegible]せしが其間停車[illegible]線路の屈曲し[illegible]せば多少列車の[illegible]其報知者は人[illegible]下梅吉と呼ぶ[illegible]とて同鐵道會[illegible]五圓を添へて[illegible]本月十五日[illegible]丘崩壞し土[illegible]後四時下り[illegible]壁以て危險[illegible]目錄の通贈[illegible]

明治廿[illegible]

巴里博[illegible]

第十[illegible]

日本の美術が[illegible]美術品を珍重[illegible]本の人事ゑ決[illegible]の他國部に[illegible]日本の花蔚ゑ[illegible]張り同樣の非[illegible]類を掲ぐる[illegible]れば他の銅[illegible]したるもの、[illegible]物家具等が[illegible]の事あれど[illegible]醜を宮し換[illegible]なきに非ず[illegible]美術の發生[illegible]男女骨形[illegible]因りて[illegible]體の男女を[illegible]本[illegible]